

## I S O国内審議委員会における規格賛助員および規格準賛助員要領

### (目的)

第1条 この規程は、一般社団法人情報科学技術協会（以下「INFOSTA」という。）が国際標準化機構のT C 3 7およびT C 4 6に対応する国内審議団体として、日本産業標準調査会（以下、JISCという。）の承認を受けて設置するI S O / T C 3 7国内審議委員会およびI S O / T C 4 6国内審議委員会（以下「委員会」という。）を補助する規格賛助員および規格準賛助員について、必要な事項を定めるものとする。

### (規格賛助員および規格準賛助員)

第2条 INFOSTAの標準化事業の目的に賛同し、事業にともなう経費を負担する法人を規格賛助員および規格準賛助員と称する。なおグループ企業は、全体で一法人と見なす。

第3条 INFOSTA I S O国内審議委員会では、本会の目的に賛同し活動を援助していただける法人を、規格賛助員および規格準賛助員として募集する。

### (加入方法)

第4条 規格賛助員、規格準賛助員に参加するためには、入会申込用紙に記入のうえ、INFOSTA I S O国内審議委員会事務局まで送付する。

### (賛助会費(年会費))

第5条 規格賛助員、および規格準賛助員の年会費は別表に定める。

第6条 規格賛助員は予め同意した口数の規格賛助会費を、規格準賛助員は規格準賛助会費を、毎年INFOSTA規格事業会計に納入する。なお、減口または退会の申請は翌年度以降の規格賛助会費、および規格準賛助会費から適用されるものとする。

### (賛助会費の用途)

第7条 賛助会費は、I S O国内審議委員会等の運営、委員の旅費、標準化活動費などに使用する。

第8条 規格賛助員、および規格準賛助員はI S O国内審議委員会運営規程第4条に定める委員会委員を一名推薦することができる。規格賛助員、および規格準賛助員はI S O国内審議委員会運営規程第10条に定めるワーキンググループ委員について一名推薦することができる

第9条 規格賛助員は、定められた口数に従ってオブザーバーを推薦することができる。

第10条 規格賛助員および規格準賛助員は、所属する委員会、ワーキンググループに関連する国際標準化状況についての情報の提供を受けることができる。

#### 附則

1. この要領の改訂は理事会にて行う。
2. この規程は2019年3月26日の理事会にて承認され、2019年(平成31年)4月1日から適用する。
3. この規程は2019年5月15日の理事会にて承認され、2019年(平成31年)5月16日から適用する。
4. この規程は2022年5月24日の理事会にて改定され、2022年(令和4年)5月25日から適用する。